

文化審議会第4期文化経済部会運営規則

文化審議会第4期文化経済部会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会第4期文化経済部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

2 部会の会議は、部会に属する臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会長)

第三条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第四条 部会が、より具体的な個別の案件について議論の必要を認める場合には、部会の下にワーキンググループを設置することができる。

(会議の公開)

第五条 部会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続きその他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和6年5月9日）から施行する。